

明治期における師範学校寄宿舎に関する考察

A Study of Dormitories at Teacher's Colleges during the Meiji Era.

佐 藤 淳 介

Junsuke Sato

1. はじめに

師範学校令は明治19（1886）年、文部大臣森有礼が中心となって立案・起草され公布されたものである。この師範学校令によって整備された当時の師範学校での実際の教育は、森有礼の説く順良・信愛・威重という、「三気質」の養成のための訓育に重点が置かれた。そこでは「兵式体操を中心とする体操教授ならびに行軍旅行と寄宿舎における兵営的な訓練およびそのための過厳な規則などに特色がみられ」なかでも「師範学校の寄宿舎は生徒の寝食坐臥にいたる画一的訓育を通じて、師範教育形成の基底をなした」ものであって、「国民教育の硬化と束縛、いわゆる師範型の教員の簇生などの遠因が、特にこの期に成立した師範学校訓育の伝統に求められ」^{〔註1〕}といわれる。

すなわち、この師範学校令によって、とりわけその寄宿舎における訓育によって師範型教員が簇生したとされるのであるが、それならば、当時の師範学校の寄宿舎の訓育のどこにそのような特質があったのかを明らかにする必要があろう。とくに、そうした師範学校における訓育が師範学校の生徒にとってどのように受け入れられていたのか、あるいは師範学校の教授や寄宿舎の関係者には訓育についていかなる考えがあったのかを考察する必要がある。

師範学校の寄宿舎が森文相が構想した三気質養成の場として有効に機能していたのか、機能していたとすれば、三気質の養成という訓育が「国民教育の硬化と束縛、いわゆる師範型の教員の簇生などの遠因」となっていたと考えられるのだろうか。いいかえれば、森文相の構想が後の師範型教員を産む直接の原因であったのかどうかである。仮に寄宿舎における訓育そのものが有効に機能していなかったとするならば、森文相の構想が直接いわゆる師範型の教員につながらないともいえよう。つまり、師範型といわれる教員は森文相の構想した姿であったのかどうか、むしろ、寄宿舎教育の欠陥によって、森文相も意図しなかった教員の養成が行われたのではないか。

本論では、以上述べたような師範学校の寄宿舎が教員の資質形成に与えた影響を解明するとともに、訓育機関として寄宿舎が十分な役割を行い得ていたのか否かを考察していきたい。具体的には明治32年『東京茗渓会雑誌』誌上の一寄宿舎論に焦点をあて、師範学校の寄宿舎における実際の訓育の姿を明確なものとしたい。

2. 三気質について

森文相による師範学校令において第一条に「師範学校は教員となるべきものを養成する所とす」として「但生徒をして順良信愛威重の気質を備へしむることに注目すべきものとす」とあり、ここに順良・信愛・威重の三気質が登場する。

森文相がこの三気質を公にするのは師範学校令が公布される前年、つまり文相就任以前、文部省御用掛として埼玉県師範学校で行った次の演説においてである。「世の中の事柄は總て人物に因て結果の如何を現はすものなれば、到底善良の人物にあらすんは資格を備へたる教員と云ふを得ず、左れは如何なる趣向に人物を養成すれば果して其善良なるものを得るかとの疑問に至りては、隨分難題と云はざるを得ず（中略）百般の注意皆其方向に集り、而して始めて其目的を遂ぐるを得へし、茲に百般の注意と云ふものに就き更に重要なものを挙くれば三個條あり、又之を三個の順序と云ふも可なり、第一は従順なる気質を開発すべき教育をなすことなり、唯命是れ従ふと云ふ義にして、此従順の教育を施して之を習慣となさゝるへからず、第二に相助くるの情を其心意に涵養せざるへからず、之を簡単に云へば友情即チ友誼の情を養成すとなり、第三は威儀のある様に養成せざるへからず、此従順友情威儀と云ふ文字は或は妥当ならざるへきも、今外に良き文字を考え出さゝれば暫く此似にして置くへし、唯意義を誤らすして聽取せらるれば可なり」^(註2)この「従順・友情・威儀」は後に侍講元田永孚が「従順」は妾婦の道であって男子の気質をあらわすのに相応しくない、「友情」についても、友の字は兄弟朋友間の親睦をあらわす程度で広義の気質を規定するのに妥当しない。として、それを順良、信愛とすることを主張しここにいわゆる三気質が成立したといわれる。^(註3)

森文相のこの三気質についての解釈は次のように説明されている。森は外遊の経験も踏まえ、弱肉強食の帝国主義の時代にあって、日本が独立を保ち、列強に比する国力につけるためには教育が根本にあって、優れた教員養成が急務であること。その優れた教員とはいわゆる順良・信愛・威重の三気質を備えたものであると。^(註4)

ところでこの三気質については能勢栄が「順良は上に対する徳にして此心なくんば放肆無頼の念を生ず。此心を以て帝室と国家に服従せしむる也」とし、信愛については「同輩に対する徳にして此心なければ、社会に立て互に相思ひやる同情親切の心なくなるべし。同情同愛の心に欠乏するときは所謂ヒューマンウヰーキネスなるもの増長し社会混乱の基となる」と述べ、威重については「下に対する徳にして此心を以て我身に威力を添へ他人殊に外国人の侮を受けまじといふ氣力を養ふに在り」^(註5)と解説しているのであるが、これはまさに当時の為政者が求めた国民道徳觀そのものではなかったのではなかろうか。

したがって、三気質を国家が「個性や人間性を無視した超人的犠牲的精神」を教員各人にもとめようとしたもので、「権力への屈従の論理」以外のなにものでもない^(註6)というように師範学校の生徒に限定して解釈するよりも、教師として児童生徒の模範として理想とする人間像を示していたのであって、それはすなわち、児童生徒にも求めてしかるべき性格であったと考えられるのではなかろうか。

森文相が直接教員養成に三気質の重要性を説いたことは事実であるが、上述したように森文相が国家的視野に立って国民教育の充実を急いだとするならば、その是非はともかくも、三気質の体得は教員のみならず国民全体を視野に置いたものと見ることが自然である。

3. 師範学校の成立と寄宿舎について

師範学校に寄宿舎が併設されたのは、師範学校が創られた当初からなのであろうか。森文相の師範学校令の中には、寄宿舎に関する条項はない。師範学校令は明治19年4月9日に勅令第13号として公布されるが、それ以降法令に寄宿舎という言葉が出てくるのは、管見では明治19(1886)年6月4日に文部省訓令として府県に出された「尋常師範学校男生徒学資支給要綱の事」の第5項に「修理は被服の洗濯及靴の修復とす湯浴は寄宿舎構内に其場を設くへし」とあるのが、間接的ではあるが、最初である。

寄宿舎が正式に規程されるのは明治19(1886)年10月6日に出された勅令第65号「尋常師範学校官制」である。その第一条に「尋常師範学校に左の職員を置く」として校長、教頭、教諭、助教諭、幹事、訓導、書記と並んで舍監の文字が見える。そして第七条において「舍監は学校長及幹事の指揮を受け寄宿舎に関する事務を掌る」としている。ちなみに、同年10月9日に出された文部省訓令第8号「尋常師範学校職員俸額表の事」によれば尋常師範学校職員の俸給は次のようにあった。

校 長 年 傅	1200円以下	600円以上
校 長 補 月 報	50円以下	40円以上
教 頭 年 傅	1000円以下	500円以上
教 諭 月 報	75円以下	30円以上
助 教 諭 月 報	30円以下	15円以上
幹 事 月 報	50円以下	30円以上
舍 監 月 報	30円以下	15円以上
訓 導 月 報	30円以下	15円以上
書 記 月 報	20円以下	10円以上

さて、上の勅令第65号「尋常師範学校官制」は5年後に改定がなされ、明治24(1891)年11月16日に勅令第217号「尋常師範学校官制を定むる事」が出された。ここでは、職員から教頭と幹事が姿を消し、「教諭助教諭舍監訓導及書記は判任文官と同一の待遇を受く但教諭の中一人は特に奏任文官と同一の待遇を受けしむることあるべし」とあり、舍監規程も、第6条において「舍監は教諭助教諭の中より之に兼任す」「舍監は校長の命を受け寄宿舎に関する事を掌る」と改められた。この舍監を「教諭助教諭の中より之に兼任す」という規程について文部省は翌17日に「勅令第二百十七号尋常師範学校官制改正に関する件説明」として次のようにその改正理由を公にしている。「舍監を教諭助教諭中より兼任することに改めたるは其職務たる常に寄宿舎内に在りて生徒と起居飲食を共にすべくして生徒教養上は勿論其修業上にも亦重要な關係あるものなり然るに専任者を以て該職務を行はしむるときは薰陶上に於て遺憾なしとせざるものあるに依る故に爾後は教員中成るべく優良の者をして舍監に兼任せんことを期す」。

寄宿舎の具体的な施設設備に関する規程は明治25(1892)年7月11日に文部省令第12号「尋常師範学校設備規則を定むる事」によって示されている。それによれば、第5条において「前条の外生徒寄宿舎を設くへし」として「寄宿舎は自修室寝室を区別し且舍監室食堂浴室盥漱場等を備ふへし」とある。

こうした寄宿舎に対する具体的な施設設備に関する規程が作られた背景には、森文相が全国で見聞した寄宿舎が多くが、自修室も寝室も区別なく、しかも怠惰な寄宿生活を送っていたこ

とを憂慮し、人間形成の場として寄宿舎を改良することを強く示したことがある。高等師範学校を訪れた際も「先ず畳敷の寄宿舎であって、其処には碁盤が置いてある、将棋盤が置いてある、煎茶道具、煎餅の袋に煎餅の食残しが這入って居る、火鉢があつて畳に焼跡が所々に見える、斯う云うような実況であったのであります。文部当局者の巡視であると云つても、別に礼をする者もないと云うが如き有様であった」と森と同行した江木千之が述懐している。^(註7)

師範学校の寄宿舎それ自体は、森文相の師範学校令を待つまでもなく、早くから各地で造られていた。それらは恐らく始めから単なる宿泊施設という以上に、教員としての人格形成の場として活用させるというような考えがあったと思われる。法令では明治12(1879)年2月の「東京師範学校教則改正」の寄宿舎の舍則に「寄宿舎は生徒の品性を涵養するに重大なる関係あり」という条文が見られる。東京師範学校の寄宿舎と府県の師範学校の寄宿舎を同じレベルで検討することの正否は別としても、当時の寄宿舎に対する基本的な考え方方は上の様なものであったと考えられる。それはまた、我が国近世の私塾等に見られる基本的生活習慣を重要視した教育を重ねてみても、教育者の寄宿舎に対する考え方には大きな変化はないではなかろうか。

府県立の師範学校において寄宿舎の敷設が法令上見られるのは、明治16(1883)年7月6日に文部省達第12号として府県に出された「府県立師範学校通則を定むる事」の第8条であり、そこでは「府県立師範学校は生徒を教授するに足るへき教場、物理化学の試験室、体操場及寄宿舎、食堂、控所、職員の詰所を設くへき者とす」と示されている。この「府県立師範学校通則」の持つ意味は、各府県に出来ていた師範学校の標準化ということに帰する。各府県の師範学校の質を高め、かつ全国的にその教育内容を標準化しようとする試みは明治14(1881)年8月19日公布された「師範学校教則大綱」が始めである。この大綱によって師範教育の内容がはじめて具体的に規程されたのであるが、結果的には企図した成果があがったとは言えなかった。政府は明治15(1882)年11月21日から25日間にわたって学事諮問会を開催し、そこで文部省の基本的な考え方である「文部省示諭」が府県立学校長らに示された。そこでは教員改良策として「教授法と学校管理法等の専門的力量形成の問題」、教員の在職年数の短さ・定着率の低さの問題から「地元出身者を採用すべきこと」、そしてさらに自由民権運動対策としての「教員の思想・品行の改良策」の3点があげられた。^(註8)この教員改良策に関連して寄宿舎を設けることが指摘されている。この学事諮問会を経て、上の「府県立師範学校通則」が出されるに至るわけである。ここで師範学校の統制と標準化がより鮮明に打ち出されたのである。したがって、この通則によってはじめて寄宿舎が府県立の師範学校において明確にその設置を義務付けられたものといえる。また寄宿費については同通則において、その第9条において次のように示されている。「府県立師範学校の寄宿費は学校より支給すべきものとす」「但本文の寄宿費は府知事県令の意見を以て生徒の全部又は一部に限り之を貸付し若くは一部に限り自弁せしむることを得」。

4. 寄宿舎における訓育について

森文相が構想し、また学事諮問会が説いたような、師範学校における訓育が有効に機能していなかった結果、師範型と酷評されるような人物が創り出されたのだろうか。逆に、師範学校における訓育がそれなりに有効に機能したために、師範型教員が創られたのだろうか。また考え方によれば、師範学校における訓育と、師範型教員とは積極的な因果関係は無かったのだともいえるかもしれない。

ところで、師範型と呼ばれる教師が存在した事実を認めるならば、師範学校における訓育による影響をまったく無視することは出来ないだろう。したがって、師範学校における訓育がまったく無関係であったという論法は成立しにくいと思われる。しかし同時に、その影響関係を明らかにすることも難しい。というのも、当時のいわゆる師範型と呼ばれるような教師の中に師範学校の卒業生がどれほどいたのかということが重要な問題だからである。当時、現職教員の中で師範学校を卒業した教師が占める割合は決して多くはない。むしろ師範学校出身者の割合は他に比べて低いのである。したがって、教師という仕事そのものにいわゆる師範型なる性質があったとも考えられる。^(註9)

師範学校における訓育、特に寄宿舎における教育は、果たして成功していたのであろうか。師範学校の寄宿舎における教育を論ずるとき常に問題とされるのが兵式体操の導入等に見られる軍隊式教育である。また同時に秘密忠告法も問題とされる。これらが直接師範型の教員を作ったのか否かは別問題として、こうした教育がなぜ採用されたのかをまとめておきたい。始めに兵式体操であるが、それは森文相の「國の全部を挙げ奴隸卑屈の氣を駆除して余残なからしめ、而して國本を鞏固にし國勢を維持する」という発想に基づくものであったと考えられる。外遊した際に見聞した列強の姿に富国強兵の切迫した必要を感じ取っていたと思える。したがって教育にも徹底した体育の導入を図ろうとし、いわんや師範学校においては、國民の師表としての教師像を求め、師範学校生徒の兵役免除制度が兵役忌避の温床と化していたこともあって、積極的に師範学校にこの兵式体操が導入されていったのである。それはまた寄宿舎における軍隊式教育の導入にも通じている理念であるといえる。森は規律を第一義に考えた訓育の重要性を指摘している。それは当時の無規律で頽廃していた師範学校の寄宿舎を近代的に改善する起爆剤となったという論調もある。しかしながら、こうした訓育制度が結果的には機能不全を起こし、管理主義的な軍隊然とした陰湿な寄宿舎を創ったのである。

5. 師範学校の寄宿舎の実態

師範学校の寄宿舎の施設設備は当時いかなるものであったのであろうか。師範学校の寄宿舎は明治19年の師範学校令を境として、全国的に整備されていく。特に明治30年を前後して、師範学校の増改築が全国的に行われるが、これを期に寄宿舎も多く府県で新築されることとなつた。前述したように明治25(1892)年7月11日に文部省令第12号「尋常師範学校設備規則を定むる事」第5条において「前条の外生徒寄宿舎を設くへし」として「寄宿舎は自修室寝室を區別し且舍監室食堂浴室盥漱場等を備ふへし」とある。さらに、明治32年には文部省訓令第4号「師範学校中学校及高等女学校建築準則」によれば「寄宿舎の天井の高は床面を距ること九尺以上とす採光窓、廊下、階段、出入口に関する事項は教室の例に依るへし病室は成るべく別棟建と為し患者の療養に便利なる構造と為すへし」「校舎及寄宿舎に設くべき便所は本舎と隔離し空気の流通に注意し其周囲には屏牆を設け且松、杉等樹木を植え臭氣の舎室内に入ることを防くへし大便所は天井を設け戸は上下を透かして右開きと為すことを可とす小便所には高六寸乃至八寸幅一尺以上の踏石を設くへし（中略）寄宿舎に在りては生徒二十人に付大便所二箇所小便所一箇所（師範学校女子部及高等女学校に於ては生徒十人に付便所一箇所）を設くへし」と、細部にわたる建築基準を決め、師範学校の設備面での全国的な画一化を図っている。寄宿舎の設備に関する規定はこれのみであるが、明治の初期に建てられた寄宿舎はこの規定の

水準に至らなかったもののが多かったのである。大分県においても師範学校の建物は明治9年に完成しているが、やはりこの時期になって新校舎の建設に着手している。諸物価の高騰、それに伴う人件費の増大によって、予定よりも1年完成が遅れるということもあって、結局3年の歳月を要し明治33年3月に完成している。^(註10)

このように、明治30年前後に新・増築された寄宿舎の多くは、上規則に則って設計されたものであり、したがってどれも似たような構造であった。当時の雑誌記事のなかに寄宿舎の設備について次のように具体的に記したものがある。「各府県師範学校寄宿舎は明治廿五年発布師範学校設備規則に依り設備したるものなれば各府県殆んど全く同一の觀を呈せり建物は二三棟相並び宏大山の如く自習室、寝室を區別し自習室の大きさは十六坪より二十坪になしてテーブルと腰掛を備へ寝室は全く兵營と同様にして寝台を並列し夜具は毛布を用ひ衣類を四角に畳み棚の上にならぶることさながら呉服屋の如し床は悉く板敷にして多くは上草履を禁じ酷寒の時候と雖ども跣足にて昇降せざる可らず自習室寝室は厳格に整頓さる、こと上述の如し其他食堂あり浴場あり湯呑場あり喫煙室あり時として談話室あり新聞縦覧場あり設備殆んど完全充足間然する処なく取締法も又甚だ厳格にして秩序整然一見喙に入る、の余地なきが如し運動器械の如きも亜鉛、球竿類は勿論銃剣等よりフットボール、ベースボールの諸具に至るまで整然壁間に掛る」^(註11)これからわかるように、相当の経費を費やして、設備の充実にあたっており、寄宿舎を訓育の場として充実させようとしていたことが理解できる。

6. 寄宿舎における生活の実際

師範学校令・設備規則等の法的整備によって、師範学校の寄宿舎は形の上では整備されたものとなったが、その内容はどうだったのだろうか。学校に敷設して、遠方からの生徒への便利のため、宿泊・食事のための施設として寄宿舎を置く事は、明治以前にもあった。その寄宿舎生活の中から多くのことを学ばせるという発想も新しいものではない。中国の書院における教育や朝鮮の書堂における教育、我が国でも広瀬淡窓の咸宜園に代表される私塾での教育など枚挙にいとまがない。しかし、明治期の寄宿舎の実態は前述したとおり訓育の場というような優れたものではなかった。明治25年7月11日の文部省令第14号「尋常師範学校職員の人員を定むる事」第3条には「舍監の人員は教諭の中より兼任する者男子女子各一人とし助教諭の中より兼任する者男子二人女子一人とす但女子舍監の人員は適當の者を得ざる場合には一人に減することを得又女生徒を置かざる学校に於ては女子舍監を置かず」と舍監の具体的な人数を決めている。同日文部省によって示された「文部省令第十四号尋常師範学校教諭助教諭舍監訓導及書記の人員に関する件説明」によれば「舍監の職たる生徒の訓育に関して直接其局に当るへき頗る重大なる責務を負ふべき者にして其生徒に接するや能く徳望と威信と親愛とを以てし命令訓誨能く一途に出てさるへからざるものなれば若し適任者を得へくんは舍監は単に一人を置き之をして専ら生徒訓育の任に当らしめ而して学校長能く之が監督を行は、大に見るへきの実践あらん然れとも斯の如き適任者あることは今容易に之を望むへからざれば本規程に於ては姑く数人の舍監を置くことに定めたり然れとも舍監をして十分に生徒訓育の責を負はしめ其実行を挙げしめんとするの精神に至りては即ち前に陳へたる所に外ならず仍て数人の舍監中にも教諭の中より兼任する者には主として其実の重きに任せしめざるへからず故に其人を選むに當ては最も之を慎重にせんことを要す又女子舍監は女生徒の数僅少なる学校に於ては少数の女教員中に

ては或は適任者を得難きことあるへし斯る場合に於ては教諭又は助教諭の中より便宜一人のみに兼任せしむるを得ること、せり是れ第三条但書の規程ある所以なり但此場合に於ては女子訓導又は雇女教員の如きものに舍監事務取扱を命して舍監を補助せしむる等地方長官に於て便宜の処分を行ふは固より差支なしとす」とあり、舍監を教諭助教諭の中から選ぶとした前年の規程をより細かく改定しているのであるが、主なる改正点は教諭助教諭それぞれの定数を定めていることである。こうした改定がなぜなされたのかを考察するに、実際問題として適當な舍監が見つけにくく、舍監という激務に教員の中から率先して就任するようなものが少なかったことを示していると考えられる。さらに明治30年10月11日に出された文部省令第19号「師範学校職員人員の件改正」の第二条では「舍監の人員は男子は三人以上女子は二人以上とす但女子舍監の人員は適當の者を得ざる場合に於ては一人に減することを得舍監は少くとも一人は教諭より兼任するものとす女生徒を置かざる学校に於ては女子舍監を置かず」と人員規程が大きく改定されることになる。舍監の人選については一応教諭助教諭の兼任という形が望ましいものの、現実的には後にも述べるように、舍監は一人の教諭を含む数人で構成されていたことが解る。このことは教諭でない舍監の存在もはっきりと法的に認められたことを示している。もちろん現実的にはこの時期になって、始めて教員以外のものが舍監になったと考えることは不自然であり、森文相以前から寄宿舎の舍監として活躍していた当然教員でない従来の舍監（いわゆる軍曹然とした舍監も含めて）がここで始めて認知されたといえる。

実際、寄宿舎はともすると上級生の下級生へのいじめの場と化し、軍曹然とした舍監による徹底した管理と暴力が跋扈していた。なかには「憲法発布」という儀式の行われるところもあった。この「憲法発布」というものは毎年度初めに、入寮して1週間ほどたったところで、次のようなことが行われたのである。「舍監も立ち会い一年生を二列に並べ正座させ、まず上級生が「寄宿舎憲法」なるものを示し、他の上級生は新入生をにらみつけていたという。この威をふるった中心は三年生であり、一年生は坊主頭にまで鳥はだの立つ思いをしたそうだ。以後「憲法」を守らなかった者に対しては勸告の会が行われた。これは各ヘヤの室長、副室長から成る運営会議で行われた。また、新入生は掃除や、上級生のフトン敷き、それをあげることまでさせられ、掃除の時には上級生が寝たままのフトンを運んだりした。」^(註12)この「憲法」なるものは「一、四年生は神聖にして冒すべからず」「二、三年生は幹部なればいやしくも不敬のことあるべからず」「三、二年生は上級生なればよろしく敬意を致すべし」というもので、明治39年には廃止された。また同じ師範学校で「名刺配り」という風習も、明治42年まで続けられたという。この「名刺配り」というのは新入生が「一人四〇〇枚の名刺を作り、同郡出身の上級生の世話で、各部屋ごとにこれを配って挨拶して回るという慣わし」^(註13)であった。明治19年に福岡県師範学校に入学した野口援太郎は当時の舍監について次のように述べている。「舍監と言つたら、次第に下士上りの軍人に代つて仕舞つたので、寄宿舎の空気は益々軍隊化して仕舞つた。彼等は何等教育上の思想を有して居るのではなく、何等尊敬すべき人格の所有者でもない。また何等学問の上に造詣が深いと言ふものでも無い。唯無闇に権柄づくて、兵卒をいちめ上げることに慣れて居ると云ふ廉を以つて、青年教育者を訓練使用としようと云ふ重職に任命せられて居るのである。従つて彼等と生徒との間には何等温情の存する所はない。唯監視と処罰とが両者の間を繋いで居たに過ぎない。」^(註14)こうして上級生による下級生への軍隊的な階級による制裁、舍監による徹底した管理教育はいじめをどこまでも助長していった。このほかにも師範学校生徒は仮入学の制度をとっていたため、仮入学の3～4か月間は、新入生は非常に緊張

した状況にあって、そのことも上級生のいじめの好材料となっていた。加えて師範学校における秘密忠告法は師範学校生徒の性格を萎縮させ卑屈にさせていったことも事実である。「寄宿舎が兵営になつたことは、ただこれに止まらない。古参生徒と新参生徒との間の関係も丁度古兵新兵の間のそれと同様になつて仕舞つた。以前から寄宿舎には、蒲団押だとか、拷問だとかの蛮風制度はあつたが、兵営式に転化してからは、此の弊風は益々悪化した」^(註15)と、あるように、森文相の師範教育改革は寄宿舎における訓育の重視という視点からみれば、明らかな失策であったとしか言えない。そのような中で寄宿舎を舞台とした学校紛擾も発生した。寺田勇吉は『学校改良論』のなかで、学校紛擾の原因を「学校及教員の適良ならざること、校長及教員の更迭頻繁なること、監督官長の処分宜しきを得ざるものあること、規則の厳密に過ぐること、規則の施行緩慢に流るゝこと、寄宿舎生活の不愉快なること」と列挙している。^(註16)ところで、明治27年10月から33年5月までに文部省に出された学校紛擾始末書だけをみても学校紛擾の発生は次の通りであるから、実際の小さな騒動はかなり頻発していたものと思われる。^(註17)

明治27年、師範学校1件、中学校0件
明治28年、師範学校2件、中学校2件
明治29年、師範学校4件、中学校3件
明治30年、師範学校0件、中学校1件
明治31年、師範学校0件、中学校6件
明治32年、師範学校1件、中学校1件
明治33年、師範学校1件、中学校1件

軍曹然とした舍監については次のような回想がある。「孰れの寄宿舎に在ても舍監の中一人は兵式体操教師を任用し兵式体操教師は自然舍監中重要の位置を占むるに至れり而して兵式体操教師は多くは予後備軍曹にして兵営的規律の外何物をも弁ずる能はざるひとのみにして之を補助するものは幹事或は書記其他下級の教員にて在りしが学校紛擾続發したる後は主任舍監は多くは教諭より兼務するに至りたれども主任舍監は寄宿舎有事の日には常に其衝に当らざるを帰されば其任に堪へずして事に託して舍監を辞するもの多く或は三ヶ月、半年、一年其能く三年を勤続するは稀有の事にしてありしなり斯の如き有様なれば寄宿舎の実權は常に兵式体操教師の如き下級舍監の手にありき」^(註18)この時期はまた、優秀な教員を確保することが困難な時代であり、校長も有能な教員を引き止めるために相当な努力をしており、まして舍監のような勤務に主席教諭を当てるような例は非常に少なかった。また舍監の任務は激務といつてもよく、毎日「物品の貸与、給与、修理、炊事、掃除、整頓、生徒の起臥、外出、患者等の取締にして少数の生徒に対するものならば直ちに之を弁することを得べしと雖も数百の生徒にして一徹の形容、一徹の行為に出でしめんと勉むるものなれば其煩累云ふ可からず」という状態で、その他「修学旅行、運動会等の企ある時、諸般の儀式を挙ぐる時にも舍監は常に主として之に關係せざる可からず況んや寄宿舎不穏の兆あるに當ては他の職員の暖き夢を結べるの時に際して終夜制服の便椅子に椅りて一睫を交ふること能はざること亦甚だ稀ならず」^(註19)というものであった。

7. 寄宿舎廃止論

『東京茗渓会雑誌』のなかで寄宿舎の廃止を論じたのは会員K K生である。このペンネーム

が誰であるのかは定かではないが、その論調から見ておそらく幸津国太郎と想像される。さて、彼の論文である「師範学校の寄宿舎を廃すべし」（明治32年）では、当時の寄宿舎が抱えていた問題を的確に指摘し、加えて、新しい寄宿舎のあり方をも提言している点で興味深いものがある。以下彼の寄宿舎論を考察してみよう。

始めに彼は師範学校に入学する生徒について「良家の子弟少くして貧家の子弟多く從て不都合なる家庭に育ち不良なる影響を浮けたるもの多し」と述べ、「師範学校は之を教養して人の師表たる教育者となさざる可からざれば尋常一様の方法を以てしては到底其目的を達する事能はざるなり」と、師範教育の難しさを指摘している。そして寄宿舎について、その「設くる目的は何ぞと問は、何人も異口同音に答へん曰く生徒を訓練して有為の教育者を作るに在りと然れども実際の有様を見るに余は右の目的を達するの見込ある寄宿舎を唯一だに発見する能はざる」として、たとえうまく治まっている寄宿舎でも内実は校長・舎監が「專制的勢力を振ひ專制的規則を綿密にし一時生徒を圧制沈黙せしめ」ているか、もしくは生徒が始めから活動的でないか、逆に校長・舎監が無力で生徒の言いなりになっているかであると説いている。^(註20)

そして次に寄宿舎教育の問題点・限界を述べているが、その内容を要約すれば以下の7つである。

- 寄宿舎では舎監の管理主義教育によって従順無氣力にされる。かりに放任主義とすればたちまち「放恣乱暴となり遂に為す可からざるに至る」。
- 舎監は教諭が兼務すると改正されたが、数人で数百人の生徒を監督することは無理。結局管理的になる。「舎監は寄宿舎の鬼なり鬼は能く人を恐怖せしむるも人を懐くる能はざるなり元来舎監は生徒に対し第二の父母ならざる可からず然れども数百人を一所に集めて一人之が父母たらんは尋常の人に望むべき」ものではない。
- 生徒は個人ではおとなしいが、集団となると強くなる。「生徒団体の反抗となり排斥運動」となる。これを收拾するため校長・舎監は相当の労力を要す。舎監は場合によっては校長と生徒との板挟みにもなる。「舎監は最も重要にして最も楽多かるべき職なるに係はらず人の最も厭ふ所の職となり一人として此を望む者はなし故に学校は已むを得ず舎監に手当金を給し之を以て薄給の教員を誘ひ暫時強て之を務めしむ斯の如き寄宿舎に於て人物を陶冶し有為の教育者を作らんと欲する木に縁りて魚を求むるよりも猶難」らしい。
- 集団生活は良い面もあるが、依頼心を生じやすく、数人の怠惰な生徒が扇動して反抗を企図しそれが「大は学校騒擾となり小は苟且倫安の風」となる。また仲間に加わらなければ他の生徒から絶交されたりする。
- 従来の寄宿舎においては礼儀作法を教えない。兵営の新参古参のような別はあるが「生徒は長幼の序を知らざるのみならず婚葬祭の大礼より座作進退の小に至るまで一も之を見習の機会」がない。教師として就職すれば、教師は「父母兄姉を侮り古郷を忘るゝの浮薄子を作るに非ず其地方に適當なる善良有為の国民を作」るのであって、きちんとした礼儀作法を身に付けておく必要がある。
- 兵営におけるような上下関係があり、「新入生徒は多数の鬼に囲まるゝの感をなし只戦々競々として上級生の気色を窺ふの外余裕」がない。これでは生徒が個性を發揮出来るわけもなく、結局型にはめられることになる。
- 校長も生徒管理に汲々としていて「師範教育の改良上進を謀らんとする余裕」などない状況である。^(註21)

このように、師範学校の寄宿舎教育の問題点を挙げ、その限界を示し、彼は既成の寄宿舎の廃止を説いている。^(註22)そしてその上で新しい寄宿舎案を提供している。それはおよそ次の様なものである。「現近の大なる寄宿舎を廃し代りに生徒凡三十人を入れるべき小寄宿舎若干を所々に設け教員の住宅を之に附属せしむる。」これが彼の改革案の骨子に当たるものである。彼は海外における寄宿舎の実態等も調べているが^(註23)、それらを合せ考え、現状の大量生産的で管理主義に徹した寄宿舎をより家庭的なものにしようとしたのである。彼の寄宿舎改革論は単なる机上の空論に終わらず、その計画は具体性が伴っていたといえる。経費に関しても、彼は具体的に次のように述べている。「現近の寄宿舎建築費を壱万円とすれば此経費を以て凡十個の小寄宿舎を建つる事を得れば経費の上に於ては現近と大に差なし」と。

始めに述べたように、彼の構想は寄宿舎を家庭により近づけることであったといえる。「之に生徒を配置するには成るべく各級生徒を混じ長者は幼者を保護教導し幼者は長上に仕ふる恰も一家の兄弟の如くなりしめ教師の夫妻は之が嚴父となり慈母となり生徒を見る事我子の如くし教て倦まず諭して怠らず能く寛容して而も放任に失せず夫は嚴に妻は慈に緩厳宜を得操縦當を得ば生徒の訓練殆ど意の如くならん洒掃応対は勿論葬祭の大礼に至るまで生徒をして參せしむるを以て寄宿舎は即ち生徒の第二のホームとなり教師の夫妻は生徒の第二の両親となる」

「教師は又生徒を引率して時々旅行をなすべし」「此寄宿舎にては惡生の煽動に由て起る学校騒擾なるものは決して起る事ある可からず」「細密なる規則を以て生徒の行為を拘束する事絶てなく實に暖き家族的の制裁を以て生徒の放恣を戒め勤勉を勧むるなり故に生徒は意を用ひずして自然に教師の取る所の方針に合するに至り少しも抑制を感ずる事なきを以て生徒の能力は少も拘束さるゝ所なく各個固有の容量に従て其達し得べき頂点に達する事を得」というのも、その本意を示すところである。

寄宿舎の悪弊としてその管理主義の徹底を批判しているが、管理主義教育がいかに生徒を萎縮させ、無気力にさせ、しかもいじめや争議を起こさせているかを次のように指摘している。

「師は固より敬せざる可からず師弟の儀は固より重んせざる可からずと雖も之に拘はりて自家獨創の見を立つる事能はざるに至ては愈不可なり蓋し師は我を導く者にして我は我足を以て立たざる可からざればなり」「謙遜、辭讓、服從、温良皆美德ならざるはなし然れども一歩を越ゆれば屈從隸属となり無元氣無能力となる苟も學問に従事し知識藝術を以て世に立たんとするものは我他に異り他我に及ばざる一個卓越の点あらん事を期せざる可からず」「師に超越せんとする活発有為なる師弟を得ることを欲せざる可からず」「此頃師範教育の拡張の結果として各県宏大なる寄宿舎を新築或は増築して得々たる者の如し然れども此宏大壯麗を以て誇られたる寄宿舎が後には生徒の乱暴の道場となり遂に管理すべからざる日あるを知らざるなり」「宏大壯麗なる寄宿舎は寄宿舎と云はんより寧ろ姑息倫安の練習場若くは乱暴狼藉の舞台と云ふを適當なりとす之を是れ省みず之に向て巨万の経費を投ず誠に惜むべき極と云はざる可からず」

8. 結 語

森文相の師範学校令は寄宿舎を訓練の場として位置付け、そこにいわゆる道具責めとして兵式体操を導入した。そこではまた兵式体操の教師を中心に徹底した管理教育が行われ、生徒も陰湿な下級生いじめが恒常的に行われていた。それは森の構想とは関りなく独特の陰鬱な環境を産み、学校紛擾の根拠地の様相を呈していた。

寄宿舎に関する批判は当時から多く教育雑誌に登場していた。紙幅の関係で今回は触れられなかったが、おなじ『東京茗渓会雑誌』誌上においても、幸津国太郎の寄宿舎改革論のほかに、川村理助「寄宿舎管理の方針」、原田中園「寄宿舎教育論」(1)～(5)、藤井長蔵「寄宿舎は如何にあるべき乎」、西山積「寄宿舎を観る」などがある。また、本論でも取り上げたが、『教育時論』等、寄宿舎教育の是非をめぐって様々な論文が書かれている。今後はそうした寄宿舎論を整理し、当時の寄宿舎教育の史的理を深めるとともに、今日のいじめの根源が近代教育の那辺にあるのかを明らかにしてみたい。

なお、本文中の引用文は出来る限り原文表記に従ったが、一部、新漢字、ひらがなに改めているものがある。

- 註1. 『日本近代教育史事典』平凡社、1971年、188頁
- 註2. 『大日本教育会雑誌』第27号、「森文部大臣の演述」、1886年1月31日、明治18年12月19日の演説であり、誌上文頭には次のように記されている。「本編は客歳十二月中大臣埼玉県へ出張せられし際該地師範学校に於て学校職員等に対し演述せられたる大意の筆記なり」
- 註3. 海原 徹『明治教員史の研究』ミネルヴァ書房、1973年、129頁
- 註4. 同上書、125～126頁
- 註5. 同上書、131頁、引用原文は『教育時論』56号、1886年11月能勢栄「現今教育上の一疑問」
- 註6. 同上書、131～132頁、引用原文は高木太郎「教員養成における教師像」『現代教育学』18、135～136頁
- 註7. 鈴木博雄『東京教育大学百年史』日本図書文化協会、1978年、95頁
- 註8. 水原克敏『近代日本教員養成史研究』風間書房、1990年、360～377頁
- 註9. 海原、同上書、146頁
- 註10. 『大分県教育百年史』第一巻、通史編（1）、1976年、617頁
- 註11. 幸津国太郎「寄宿舎改革論」『教育』、東京茗渓会、1900年、390～391頁、この論文は翌年に渡り計4回に別けて掲載されている。
- 註12. 『百年史』埼玉大学教育学部、百年史刊行会、1976年、230頁
- 註13. 同上書、230～231頁
- 註14. 唐沢富太郎『教師の歴史』、創文社、1955年、49頁
- 註15. 同上書、60頁
- 註16. 幸津、同論文、1901年、271～272頁
- 註17. 幸津、同論文、1901年、267頁
- 註18. 幸津、同論文、1901年、391頁
- 註19. 幸津、同論文、1901年、392頁
- 註20. 会員K K生「師範学校の寄宿舎を廃すべし」『東京茗渓会雑誌』第197号、1899年7月、8頁
- 註21. 会員K K生、同論文、9～12頁
- 註22. 会員K K生、同論文、13～15頁
- 註23. 幸津、同論文、1901年、311～319頁